

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

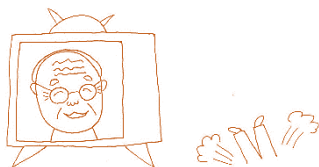
みのる法律事務所便り
第334号
平成30年2月

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ⑬

駄弁本
講演もまた
お節介
知りつつ続ける
老後の楽しみ



平成30年2月1日

お節介とは、「余計なお世話をやくこと。他人の事に不必要に立ち入ること」(広辞苑)です。どうも、私の駄弁本や講演はこの類^{たぐい}ではなからうかと思っています。

ですが、このお節介をやっている時は私が楽しいのです。相手の迷惑などに思いが及ばないのです。根が馬鹿なのです。ですが、相手や世間のことばかり気にしていると、何もできなくなります。お節介をやくなどということはできなくなります。もう、こうなったら老人は自らの殻に閉じこもるほかありません。自閉症になってしまうのです。

私のお節介は、老人性自閉症防止法です。相手に選ばれた方は不運だと思いますが、悪気はないのです。何卒御寛容下さるようお願いいたします。

田舎弁護士の駄弁句 ①7

癌苦惱
他人事でなし
我もまた
知らせてやりたい
解消のコツ



平成 30 年 2 月 1 日

近日中に『あきらめなくてはならない あきらめてはならない—癌体験記』という駄弁本を発刊します。最近身の回りで癌のため、苦悩している人が大勢います。患者本人の苦悩、御家族の苦悩は見るに忍びないものがあります。

そういえば私も、平成 23 年 12 月 12 日に直腸癌の切除手術をした身です。その当時、私も家族も苦悩しました。しかし、気を持ち上げて、切り抜けました。そのことを、癌で苦悩している多くの皆様に知らせたく、本を発刊することにしました。

これもまた、余計なお世話であり、お節介ということになるのかもしれませんが、知らせたいのです。根がおしゃべりで、お節介やきということなのではないでしょうか。書いたり、しゃべったりしている時が楽しいのです。

隠れている部分を見る

—国民の権利及び義務と憲法改正



憲法第9章「改正」は、96条の1か条だけの章です。この章のこの条項は、これから注目しなければなりません。というのは、これまでも安倍政権は、憲法改正を目指し、活発に動いてきましたが、国会もいよいよ大きく動き出しそうだからです。その先は、国民投票まで行くかも分かりません。

そうになったら、^{ひとごと}他人事ではなくなるのです。国民1人1人が憲法改正に賛成するか、反対するかを決断しなければならない立場に立たされるのです。「私は何も知らない」では済まされないのです。それでは、国民の権利と義務を放棄することになってしまいます。国民の権利を守り、義務を果たすためには、国民の権利及び義務と憲法改正の関係について知っておくことが不可欠となるのです。

そのような流れの中で、いなべんの駄弁本『新憲法の心』は、第24巻から、『国民の権利及び義務』に入りましたが、今回は、「国民の権利及び義務と憲法改正」との関係について考えてみることにします。これまで論じられなかった視点から国民の権利及び義務と憲法改正との関係について掘り下げてみます。

いつものように、この事務所便りで何回かに分けその骨子というか構想をうち出し、それに沿って『新憲法の心』第25巻として1冊の本にまとめてみることにします。この事務所便りをお読み下さっている皆様には毎度御迷惑をお掛けしますが、宜しくお付き合い下さいますよう伏してお願い申し上げます。

日本国憲法は、第9章に、「改正」というタイトルで96条1か条



だけを規定しています。96条は1項と2項からできています。

1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と規定しています。

2項は、「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」と規定しています。

1項によりますと、まず「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し」とありますから、衆議院議員の3分の2以上及び、参議院議員の3分の2以上の賛成があれば、国会は国民に対し、憲法改正の発議ができることとなります。

国会が、憲法改正の発議をし国民に提案したら、国民はそれを承認するかどうかを決定することになります。その承認には、国民投票又は、国会の定める選挙の際に投票し、その過半数の賛成が必要となります。憲法96条はこのような手順を踏めば憲法は改正できると明文、つまり文章としてはっきり書かれた条文にして示しているのです。

ここまでのところは、「憲法改正には衆議院で3分の2以上、参議院で3分の2以上の賛成と、国民の過半数の賛成が必要である」という格好で、殆どの国民が知っているところです。中学校で学習しています。常識レベルの知識です。

今回、私が問題提起したいのは、憲法96条が明文化していない隠れた部分に関することです。「衆議院で3分の2以上、参議院で3分の2以上の賛成があり、国民が国民投票や選挙の際に過半数が賛成したら、どのようにでも憲法は改正できるものなのではないでしょうか」という

ことなのです。特に「国民の権利及び義務との関係ではどうなのでしょうか」という問題なのです。

分かり易く極端な例を出して言い直しますと、「憲法9条を、日本が戦争のできる国とした上、徴兵制、つまり国民を強制的に兵役につかせることにし、場合によっては特攻隊員として死地に臨まなければならない、というような内容に改正できるのでしょうか」という問題になります。この間に対し、読者諸氏は、どのような答えを出すのでしょうか。



結論を先に言いますと、私の答えは「そのような、改正はできない」ということになります。どうしてそうなるのかをいっしょに考えてみたいのです。この事務所便りを読んでくれている皆様の殆どの方は、答えは私と同じだと思います。私はそう信じています。

なぜそのような答えとなるのか、という理屈を捏ねてみたいのです。理屈を捏ねるより、できないと思う感性の方が大事なのです。理屈はどうであれ、「そんなことは許してはならない。子や孫のために絶対に反対する」という思いが大事なのです。私も同じ思いですが、弁護士などという立場がありますので、その思いを正当化させる理屈を捏ねてみます。弁護士は、理屈を捏ねてなんぼという仕事ですからお許し下さい。

ここでも結論を先に言います。憲法は、全ての法令の根本法とか、基本法とか言われますが、そのように言われるのは、憲法に文章として書かれた部分だけを言うのではなく、憲法に文章として表現されていない部分が、さらに奥に隠れている部分があり、それによって憲法の改正に限界が定められているから、ということになります。「明文」とは、前記の通り「文章としてはっきり書かれている条文」を言いますが、憲法の本（素）となる部分には、明文としてはっきりと書かれ

ていない部分がある筈です。

つまり、憲法に明文として書かれている部分だけから見ますと、衆議院で3分の2以上、参議院で3分の2以上の賛成があり、国民が国民投票や選挙の際に行われる投票において、その過半数の賛成があれば、憲法は改正できることになっています。それ以上のことは、書かれていないのです。ですから、この明文で書かれている部分を満たせば、どのようにでも改正できそうな気もするのです。

ですが、憲法には明文では書かれていない、より大事な部分があり、それによって憲法は改正できない部分があると考えなければならないのです。そこを、つまり明文化されていない隠れている部分を見なければならないのです。その隠れている部分にこそ、憲法の明文が生まれる本（素）があるのです。その本（素）を見落としてはならないのです。

「冰山」とは、「氷河のはしがくずれて海に浮かんだもの。海上に出ている部分は全体の7分の1にすぎない。『氷山の一角＝重大なもののごとく一部』」と、角川必携国語辞典が解説しています。海面上にあって、私達の目に見えるのは、氷山の一角に過ぎず重大な部分の多くが海中に隠れているのです。そのことを強調したくて、第25巻は、『**隠れている部分を見る**』というタイトルで、「国民の権利及び義務と憲法改正」について述べてみます。

この海中に隠れて見えない部分を見ないで船を動かしては、時にはタイタニック号（イギリスの旅客船。1912年4月14日夜、北大西洋上を航海中濃霧のため冰山に衝突、翌日未明沈没。乗客乗員2200人以上死亡―広辞苑）のようなことが起こってしまうのです。

隠れていて見えない部分を見ようとしなくて、憲法96条の明文に表わされた部分だけ、クリアー（乗り越えること）できれば、憲法は



どのようにでも変えられると考えたら、タイタニック号のような悲惨な結果をむかえかねないのです。憲法の明文を生み出した本（素）に反する改正はできないのです。憲法 96 条の条項さえ満たせば、どのようにでも憲法改正ができると考えますと、国民の権利及び義務に関する憲法の規定はどのように改正されるか分かりません。国民の基本的人権は無制限に制約されかねないのです。国民の義務は無制限に強制されかねないのです。

政権担当者やそれに与^{くみ}する国会議員などの、いわば船を動かす船長や乗員に任せきりでは、日本丸という船に乗っている日本国民としては、不安でならないのです。私たち日本丸の乗客である日本国民は、タイタニック号のような悲惨な結果をむかえるようなことのないようにするため、憲法の明文の裏に隠れていて見えない部分、つまり憲法の明文を生み出した本（素）を見る勉強をしなければならないと確信するのです。

そのために、今回は『隠れている部分を見る』というタイトルで「国民の権利及び義務と憲法改正の限界」について、この事務所便りで何回かに分け述べてみた上で、ある程度まとまったら、『いなべんの大衆法律学—新憲法の心』第 25 巻として発刊したいと思います。

今回はその第 1 回目ですが、「見えないところにこそ、大事なものが隠れている。私達は、それを見落としてはならない」ということをまず申し上げ、次回からは、その具体的な一局面として、憲法第 3 章の「国民の権利及び義務」の規定と、憲法 9 章の「憲法改正」との関係について、憲法の明文だけでは分からない部分をいっしょに考えてみたいと思います。隠れていて見えない部分を見ることの大切さを強調してみたいと思います。



新刊書発刊と講演会の御案内

前号でも紹介しましたが、『あきらめなければならない あきらめてはならない—癌体験記』（初版発行平成 30 年 2 月 24 日、発行所株式会社エムジェエム）が発刊されます。癌で悩んでいる患者さんや、その身の回りの方には是非お読み戴きたいのです。必ず、お役に立つものと確信しています。

癌に限らず、病に苦しみ悩む方は少なくありません。年を重ねれば誰だって病気を持ちます。病気にどう向かい合ったらいいのか、という問題は誰にとっても避けては通れないものです。そこで、この新刊書の発刊を記念し「病気にどう立ち向かうべきか」という講演会を開催することにしました。

私は、癌切除手術、人工肛門造設手術、同閉鎖手術、糖尿病・高血圧症・高コレステロール症、慢性腎不全の薬物療法、食事療法、人工透析療法、白内障の人工レンズ造設手術、シャント手術、生体腎移植手術、慢性硬膜下血腫除去手術、大腿骨股関節骨折手術など、多くの手術や、治療を繰り返しました。その経験から、病気に立ち向かう、癌に立ち向かう心構えというか、心の持ち方をいくらか会得できた気がします。また、それらの治療や手術を通じて、ドクターをはじめとする医療関係者の皆様に御指導を受けることができました。

この私自身の体験と、教えて戴いた勉強の成果や病気に立ち向かう心のあり方を、私を支えて下さっている皆様に少しでもお裾分けさせて戴きたく、『あきらめなければならない あきらめてはならない—癌体験記、発刊記念講演会』を開催したいと考えています。

まだ確定したものではありませんが、その時と場所は平成 30 年 5 月 12 日（土）午前 9 時から 12 時まで、一関文化センターと予定しています。方向としては、この事務所便りをお読み下さっている皆様全員の共催という形が理想だと考えています。詳細については、これからこの事務所便りをお読み戴いている皆様と御相談させて戴きながら決めていきたいと思えます。そのことをお願いするとともに、新刊書発刊の御案内とさせていただきます。

これまで発刊した、いなべんの医療に関する本（黄色い本）の御案内文も同封します。

